

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」 について2団体と締結します

災害時における応急仮設住宅の建設に関して供給体制を強化するため、令和6年能登半島地震など過去の災害において、供給実績のある2団体と協定を締結します。

両団体は、ともに移動式木造住宅による応急仮設住宅を供給しています。プレハブ、木造に加えて新たな供給体制が整うことにより、災害時には被災者や被災地のニーズに応じた速やかな住まいの確保に繋がれると考えています。

【団体名】※五十音順で記載

一般社団法人日本オフサイト建築協会

一般社団法人日本ムービングハウス協会

【協定締結式】

日 時：令和8年9月10日（木）14時30分 ～ 15時00分（予定）

場 所：和歌山県庁 本館3階 知事室

出席者：一般社団法人日本オフサイト建築協会

代表理事 長坂 俊成

一般社団法人日本ムービングハウス協会

理事 川村 英樹

和歌山県知事 宮崎 泉

（参考）

・ 応急仮設住宅の建設に関する締結済みの協定

一般社団法人プレハブ建築協会 平成8年11月1日

和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会 平成30年5月9日

（連絡先）

県土整備部 都市住宅局 建築住宅課 企画指導班

担 当：北原、玉井

電 話：073-441-3214（直通）

＜移動式木造住宅による応急仮設住宅＞

プレハブや木造のように建設現場ですべてを施工する応急仮設住宅とは異なり、生産拠点工場で製造されたユニットを積載車で運搬し、目的地で設置・連結することで建設するもの

○一般社団法人日本オフサイト建築協会



製 造

運 搬

設 置

○一般社団法人日本ムービングハウス協会



製 造

運 搬

設 置

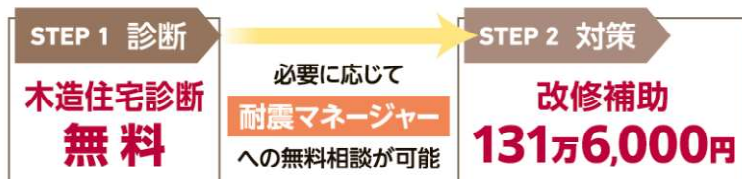
住宅の耐震化に関する県の取組

大規模災害発生時には、多数の住宅被害が発生するため、応急仮設住宅の建設など被災者の住まいの確保が課題になります。令和8年熊本地震でも多くの住宅被害が発生し、応急仮設住宅の建設が進められています。

そのための備えとして「住宅の耐震化」が重要になります。建物の倒壊を防ぐために和歌山県では、各種補助制度を用意し、住宅の耐震化を支援しています。

■住宅の耐震化の流れ

住まいの耐震性をチェックし、耐震性が不足する場合は改修を実施します。



■補助制度一覧

【耐震診断】

（木造住宅）

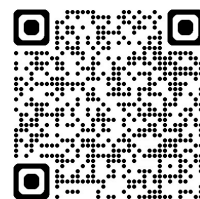
対 象：平成12年5月以前に建築されたもの

補助額：無料

（非木造住宅）

対 象：昭和56年5月以前に建築されたもの

補助額：診断費の2/3（最大8万9,000円）



↑ R8 住宅耐震
パンフレットはこちら

【耐震改修】

対 象：耐震診断の結果、耐震性がないと診断されたもの

補助額：最大131万6,000円

【木造住宅耐震改修サポート事業】

耐震診断の結果、評点1.0未満と診断された木造住宅を対象に、各種相談や改修計画の提案を行う耐震マネージャーを無料で派遣



令和8年熊本地震での被害状況

（問い合わせ先：各市町村住宅耐震窓口または建築住宅課）